











安心のゴールキーパーでありたい。



三井住友海上の自転車向け保険

G K ケガの保険 (パーソナル総合傷害保険 (交通傷害型))

補償内容と保険料

ご契約プラン・コース		Aコース 保険金額	Bコース 保険金額	Cコース 保険金額
相手への補償	賠償責任が生じたとき→日常生活賠償保険金  日本国内の事故(自転車事故など)で相手にケガをさせたり相手の持ち物を壊し、法律上の損害賠償責任を負われた場合の損害賠償金や訴訟費用等を補償します。	保険会社による示談交渉サービス付!		
	死亡されたとき→死亡保険金  交通事故(自転車事故など)によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内に被保険者の方が死亡された場合を補償します。	3億円	3億円	3億円
自分に対する補償	後遺障害が残ったとき→後遺障害保険金  交通事故(自転車事故など)によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害等級第1~14級のうち第1~7級に掲げる保険金支払割合(100%~42%)を適用すべき後遺障害が生じた場合を補償します。	420万円~ 1,000万円	294万円~ 700万円	210万円~ 500万円
	入院されたとき→入院保険金  交通事故(自転車事故など)によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院・診療所に入院された場合を補償します。	一日あたり 10,000円	一日あたり 7,000円	一日あたり 5,000円
	通院されたとき→通院保険金  交通事故(自転車事故など)によってケガをし、事故の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため病院・診療所に通院された場合に30日を限度に補償します。	一日あたり 3,000円	一日あたり 2,000円	一日あたり 1,000円
	手術を受けたとき→手術保険金  交通事故(自転車事故など)の発生日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために手術を受けられた場合を補償します。	入院中に受けた手術の場合 10万円 入院中以外の手術の場合 5万円	入院中に受けた手術の場合 7万円 入院中以外の手術の場合 3.5万円	入院中に受けた手術の場合 5万円 入院中以外の手術の場合 2.5万円
	ケガの補償の被保険者の範囲	保険料 (一時払)		
本人型  本人	年間保険料 13,980円	年間保険料 10,120円	年間保険料 6,910円	
夫婦型  本人 配偶者	年間保険料 19,930円	年間保険料 14,210円	年間保険料 9,510円	
家族型  本人 配偶者 本人または配偶者と同居の親族 本人または配偶者と別居の未婚の子	年間保険料 28,260円	年間保険料 19,960円	年間保険料 13,270円	
配偶者対象外型  本人 本人と同居の親族 (本人の配偶者を除く) 本人と別居の未婚の子	年間保険料 22,310円	年間保険料 15,870円	年間保険料 10,670円	

(注1) 同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(注2) 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注3) 日常生活賠償特約の被保険者の範囲は、「本人型」等プランの種類にかかわらず、次のとおりとなります。

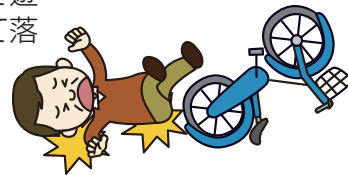
①本人およびその配偶者 ②左記①と同居の左記①の親族 ③左記①と別居の左記①の未婚の子
 なお、被保険者本人が満22才以下の場合で、かつ、被保険者の範囲が本人型の場合、または上記①~③の方が責任無能力者の場合には、その親権者等も含まれます。詳細は重要事項のご説明、普通保険約款・特約をご確認ください。

(注4) 他の保険契約等との関係でお支払いする保険金の額が制限されることがあります。

自転車向け保険とは

自転車向け保険では、自転車事故はもちろん自転車以外の交通事故も補償します。自転車以外の交通事故とは、交通乗用具（自転車、原動機付自転車（原付）、電車、自動車、エレベーター、エスカレーター、動く歩道、モーターボート等）に搭乗中のケガ等が含まれます。通勤中・通学中の交通事故によるケガも補償の対象となります。なお、交通乗用具で競技等（練習含む）をしている間のケガは補償の対象となりません。

賠償責任が生じたときの補償は自転車事故等の交通事故によるものだけではなく、その他日常的な賠償事故も補償の対象になります。例えば、子供がキャッチボール中、公園で遊んでいた他の子供にボールを当ててケガをさせてしまった、買い物中に展示物を過って落として弁償することになった、など補償の範囲は広がっています。ただし、業務中の賠償事故（通勤中は除く）は補償の対象外となります。



ご利用条件とご注意点

保険の正式名称	GKケガの保険（パーソナル総合傷害保険（交通傷害型））
保険契約者	満20才以上の個人の方。
被保険者	被保険者本人としてご契約いただける方は保険始期日時時点で満69才以下の方。 なお、満70歳以上であっても、ご同居の親族に満69歳以下の方がいる場合、その方を被保険者本人とした夫婦型、家族型、配偶者対象外型でお申込みいただけます。
払込方法	口座振替、払込票払い（コンビニ等にて）またはクレジットカード払い 一時払（月払の取り扱いはございません）
保険期間	1年間（口座振替の場合に限り、自動継続特約をセットすることができます）
補償開始日	口座振替または払込票払いの場合、不備等のないお申込書が当社の営業日に到着した日の翌日0時を保険始期日とさせていただきます。クレジットカード払いの場合、不備等のないお申込書が当社に到着し、クレジットカード決済が完了した日の翌日0時を保険始期日とさせていただきます。
セットプラン以外の申込みについて	本チラシに記載されたセットプランのみの取扱いとなります。
その他	<ul style="list-style-type: none">● 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」*1と合計して、被保険者1名につき1,000万円が上限となりますのでご注意ください。<ul style="list-style-type: none">① 始期日時時点で被保険者*2が満15才未満の場合② 保険契約者と被保険者*2(満15才以上)が異なる場合で、その被保険者*2の同意（署名）が引受保険会社所定の書面にないとき● 本人型以外の場合、被保険者ご本人以外の被保険者（被保険者ご本人の配偶者および親族）についてご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、「同種の危険を補償する他の保険契約等」*1と合計して、被保険者1名につき1,000万円が上限となります。● 「同種の危険を補償する他の保険契約等」*1がある場合は、申込書の「他の保険契約等」欄に必ずご記入ください。 ※1 「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、パーソナル総合傷害保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。 ※2 本人型以外の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。

お問い合わせ先

資料請求や商品に関してのご質問

取扱代理店 株式会社保険企画

☎ 0120-044-211 (無料)

電話受付時間 平日9:00～17:30
(土日・祝日・年末年始は休業させていただきます)

✉ internet@hokenkikaku.co.jp



事故にあわれた場合は、取扱代理店または事故受付センターまでご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス事故受付センター

事故はいち早く
☎ 0120-258-189 (無料)



このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【取扱代理店】株式会社保険企画 川崎市中原区北谷町47 TEL:0120-044-211

【引受保険会社】三井住友海上火災保険株式会社 横浜支店川崎支社 川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎 TEL:044-511-2118

B17-101477 使用期限：2018年10月04日